

目黒区地域子育てふれあいひろば及び
子どもの居場所創設事業
整備・運営事業者公募要項

令和7年4月
目黒区 放課後子ども対策課

目次

I	公募概要	1
1	公募の趣旨	1
2	事業開始日及び実施期間	1
3	事業の内容及び実施の条件	1
II	事業の実施場所及び整備に関する条件	5
1	実施場所について	5
2	使用する施設の現状について	5
3	事業実施に係る施設の使用について	5
4	整備する設備・備品等の取扱いについて	5
5	基本協定の締結に向けた協議等	5
6	必要な設備等について	5
7	アスベストへの対応	6
8	近隣住民の要望への対応	6
9	工事計画等について	6
10	1階公衆トイレの運用について	6
11	事業者決定後の協議について	6
12	施設設備に関する経費の分担について	6
13	防火管理者について	6
14	責任の区分・リスクの分担	6
15	事業者の業務	7
16	説明会等への協力	7
17	個人情報の保護	7
18	事業継続が困難になった場合	7
19	事業者の都合により工事を中止する場合	7
III	応募の資格・制限	7
1	応募資格	7
2	応募制限	8
IV	補助制度	8
1	整備費に関する補助額（両事業共通）	8
2	運営費に関する補助額	8
V	公募スケジュール及び選定方法	10
1	公募等のスケジュール（令和7年度）	10
2	選定方法及び評価基準	10
3	応募の手順・方法	11
4	施設見学会	14
5	質問及び相談について	14
6	提出資料の取扱い等	14
7	問い合わせ先及び書類提出先	14

I 公募概要

1 公募の趣旨

本区では、地域での子育て支援機能の充実を図り子どもの健やかな育ちを支援するとともに、子どもやその保護者が気軽に立ち寄れる地域の居場所を創設し地域全体で子どもや家庭を支援するために、「目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）」において、「子ども・若者居場所づくりプロジェクト」の一環として、区有施設を活用した「地域子育てふれあいひろば」と「子どもの居場所創設事業」の2つの事業をタイムシェアで一体的に実施する事業を行うことを予定している。

については、民間の力と連携した拠点づくりを行い、子どもや保護者が身近な地域で利用できるようにするため、子育てふれあいひろば及び子どもの居場所創設事業の整備及び運営を行う事業者を公募する。

2 事業開始日及び実施期間

事業開始日：令和8年1月5日（月）

事業実施期間：令和8年1月5日から令和13年3月31日まで（5年間）

※実施期間の末日までに区と実施事業者で当該事業の継続の可否について協議する。

3 事業の内容及び実施の条件

（1）共通事項

ア 職員配置

常勤職員を2名、常勤以外の職員を2名配置すること。なお、常勤職員2名については、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育て、子育てに関する相談、援助について知識と経験を有し、各種子育て施策等福祉施策についても知識を有する専任の者とする。また、事業の実施時間中は常勤職員を1名以上勤務させること。

なお、（3）子どもの居場所創設事業のうち「②親に対する養育支援事業」において、保護者との面接及び育成相談を実施する者として、「社会福祉士」や「保健師」等の資格を有する者又は子どもの相談援助活動の実務経験が豊富な者を配置すること。

イ 利用料

利用料は原則として無料とする。なお、講習等の実施時にかかる実費については、徴収しても差し支えないものとする。

ウ 保険加入

利用者の事故に備えた傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

エ 責任者の設置

両事業共通の事業運営管理責任者を1名設置すること。

（2）地域子育てふれあいひろば

ア 実施日時

実施日：月曜日から金曜日の週5日間

実施時間：1日5時間以上とすること。

※祝日及び年末年始を除く。また、地域事業への参加等必要に応じて土曜日または日曜日に振り替えて実施することも可とすること。

イ 必須事業（（ア）及び（イ）は必ず実施すること。）

児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象として、「別紙4-1 目黒区地域子育てふれあいひろば事業実施要綱」等に基づき、実施次の事業を実施すること。

(ア) 基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ②子育て等に関する相談及び援助の実施
 - ③地域の子育て関連情報の提供
 - ④子育て及び子育て支援に関する講習等の月 1 回以上の実施
子育て家庭等に対する子育て及び子育て支援に関する講習等
- ※上記①～④をすべて実施すること。

(イ) 地域支援事業

- ①高齢者、地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
 - ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣又は行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
 - ③地域ボランティアの育成、町会、自治会、住区住民会議、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘及び育成を継続的に行う取組
 - ④本事業を利用できていない家庭であって、利用を希望する家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組
- ※上記①～④のいずれかを実施すること。

ウ 任意事業（（ウ）～（オ）の実施は任意とする。）

（ウ）地域の子育て支援機能の充実

地域における子育て支援力の向上と子ども子育てコミュニティの活性化を目的として、次の①～④のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する。

- ①実施場所を活用した一時預かり事業又はこれに準じた事業
- ②実施場所を拠点とした親子関係形成支援事業
- ③実施場所を拠点とした乳幼児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業または子育て世帯訪問支援事業
- ④その他、実施場所を活用した区独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）

（エ）配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の①、②に掲げる実施方法により、支援を実施すること。

- ① 開設日数は、週 2 日程度以上とすること。
- ② 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

（オ）休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会（概ね月 2 回以上）を実施すること。

(3) 子どもの居場所創設事業

子どもやその保護者が気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創設し、子どもに対する学習支援事業や保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行うことで、様々な事情を有する子どもと保護者に対して包括的な支援を行い、生活の質の向上と地域全体で子どもや家庭を支援する環境を整備することを目的とした事業を「別紙 5－1 目黒区子どもの居場所創設事業実施要綱」に基づき実施すること。

初回来所した子ども及びその保護者に対して、名簿を作成するとともに、緊急連絡先のほか、必要な事項を記載したケースファイル等を作成の上、子どもの状況把握を行うこと。

また、より適切な他の関係機関への支援につなげることができるよう、実施体制を構築すること。その際、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合はこども家庭センター等に対して

通告を行うこと。

ア 実施日時

実施日：月曜日から金曜日の週 5 日間

実施時間：1 日 3 時間 30 分以上とすること。また、イ③「子どもに対する学習支援事業」については、1 4 時 30 分以降に実施すること。

※祝日及び年末年始を除く。また、地域事業への参加等必要に応じて土曜日または日曜日に振り替えて実施することも可とすること。

イ 必須事業（①～④の事業は、原則として上記アの実施日、実施時間のとおり実施すること。ただし、④の事業の実施時間に限っては、上記アの実施時間の中で事業者の提案する時間帯において実施すること。）

① 居場所の提供事業

- ・目的：孤立しがちな子どもやその保護者に対して、子どもや保護者同士の交流の場を創設及び提供し、互いに支え合うネットワークの形成を図ることを目的とする。
- ・対象：就学時前児童からおおむね 18 歳までの子どもとその保護者を対象とする。
- ・事業内容：くつろぎの場としての居場所の提供を実施し、来所する子どもやその保護者が互いの悩みを相談する場を提供する専用スペースを提供すること。
- ・留意事項：子どもに対する学習支援事業は他の実施のスペースと分けて実施すること。また、その際、時間帯で利用を分けるといった運用をすることができることとする。

② 親に対する養育支援事業

- ・目的：保護者が子どもを養育していく際に必要な知識や公的支援の情報提供を行い、保護者が抱える問題に寄り添い、子どもに対する適切な養育の推進を図ること。また、かつて子ども家庭センター等の公的機関から支援を受けた家庭に対して、相談・支援を行い、公的機関利用後のフォローを行うことで、包括的な保護者支援を実施することを目的とする。
- ・対象：子どもの養育に対して相談、援助を希望する保護者又は過去に子ども家庭センター等の公的機関から何らかの支援を受け、今後も継続的な支援が必要と判断された保護者とする。
- ・事業内容：子どもの養育に必要な知識や公的支援の情報提供、保護者からの養育相談に応じること。また、子ども家庭センター等から相談歴の情報があつた場合は、その保護者に対して、子ども家庭センター等と連携して見守り支援を行うこと。加えて、他の公的支援機関を利用した支援が望ましいと判断した場合は、関係機関と連携して適切な支援へ保護者をつなげていくこと。
- ・留意事項：保護者への相談支援は拠点で行うことが基本だが、実情に応じて保護者の住居等へ訪問し、現地での相談支援も同時に行うことが望ましい。また、保護者への相談業務を行う際には、相談者のプライバシーが保護されるよう配慮すること。

③ 子どもに対する学習支援事業

- ・目的：全ての子どもが生活環境に左右されることなく、等しく学習をする機会を確保するため、日常学習の機会を提供する支援を実施し、子どもの学習習慣の確立と学習意欲の向上を図ることを目的とする。
- ・対象：おおむね 6 歳から 18 歳までの子どもとする。
- ・事業内容：子どもの自主的に学習を行う拠点を整備し、自主学習の支援を行うこと。加えて、週 1 回・2 時間以上、ボランティア等を用いた講義形式、個別指導形式等の学習支援事業を行うこと。
- ・留意事項：利用対象の子どもがおおむね 6 歳から 18 歳までと幅が広く、そのため学習到達度等も利用者ごとに大きく異なるため、事業実施に当たっては、利用者別のケースファイルに長期的な学習到達度を記載するなどして、可能な限り計画的な学習支援事業を行うこと。また、子どもが学習に専念できるよう、静かな環境作りに努めること。加えて、高等学校等の進学に必要な公的支援についても、必要に応じて情報提供や保護者からの相談に応じるこ

と。

④ 食事提供等の生活支援事業

- ・ 目的：家庭の経済状況や保護者の養育状況といった様々な理由により、日常生活を送る上で支障を来している子どもに対して、栄養バランスの取れた食事の提供等の生活支援を実施し、基本的な子どもの生活習慣の形成及び向上を図ることを目的とする。
- ・ 対象：就学前からおおむね18歳までの子どもとし、その保護者も対象とすること。
- ・ 事業内容：食事の提供及び生活習慣向上に資する取組を実施すること。
- ・ 実施方法：原則、拠点で調理した食事を提供すること。また、調理による食事提供をしない日においても、仕出し弁当の提供又は軽食の提供を行うことが望ましい。加えて、多様な文化に触れることで学習に対する意欲を涵養するため、文化芸術施設への訪問及び地域の文化的な取組に参加するよう支援すること。また、長期休暇時にはデイキャンプ等の課外活動にも積極的に参加するよう努めること。なお、食材は地域の商店街から調達するよう努めること。
- ・ 留意事項：食事の提供に際して、行政機関への届出や許可が必要な場合は遅滞なく行うこととし、届出や許可が不要な場合においても食品衛生法（昭和22年法律233号）及び各種法令、通知等に基づき万全な衛生管理体制を構築すること。（必要に応じて保健所からの指導・監督を求めること。）また、食事提供の際は、食物アレルギーに関する調査を必ず実施し、事故防止の体制整備を図ること。なお、食事の提供対価は無償とする。

ウ 任意事業（⑤及び⑥の実施は任意とする。）

⑤ 長期休暇時等食事提供事業

- ・ 目的：学校給食が無い夏休みをはじめとして長期休暇時等に子どもに対して昼食又は朝食を提供することで、子どもの生活環境の安定化を目的とする。
- ・ 対象：④「食事提供等の生活支援事業」に同じ。
- ・ 事業内容：栄養バランスが取れた食事を、夏休みをはじめとした長期休暇等の昼食の時間帯（おおむね午前11時から午後2時までの時間をいう。）又は朝食の時間帯（おおむね午前7時から午前10時までの時間をいう。）に週1回以上提供すること。ただし、実情に応じて食事提供の時間を変更することができることとする。なお、本事業の実施日においては、いずれの場合でも④「食事提供等の生活支援事業」を実施していること。
- ・ 留意事項：④「食事提供等の生活支援事業」に同じ。

⑥ オンラインによる居場所参加促進事業

- ・ 目的：SNSやオンライン会議ツール等のオンライン空間における緩やかなコミュニケーションをきっかけとして、子どもや保護者を拠点における支援につなげることを目的とする。
- ・ 対象：①「居場所の提供事業」に同じ。
- ・ 事業内容：子どもやその保護者が気軽に参加することができる新たな「居場所」として、SNSやICT機器等を活用したオンライン上のコミュニティを設置・運営し、参加者同士の交流の場の提供や相談支援等を行うこと。ただし、対象者によっては、状況を知られることを望まない場合があることから、容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、対象者に配慮した仕組みを講じること。なお、設置・運営にあたっては、SNSやICT機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、本取組の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。また、月1回以上、定期的に参加者同士の交流の場の提供や相談支援等を行うこと。加えて、取組を通じて把握した家庭の生活状況等を踏まえ、必要に応じて拠点への来所を勧奨し、対面での学習支援事業や食事提供等による支援につなげること。

II 事業の実施場所及び整備に関する条件

1 実施場所について

所在地	目黒区目黒本5丁目33番1号
名称	高齢者福祉住宅コーポ目黒本町
建築年度	平成4年
構造	地上5階・地下1階、RC（鉄筋コンクリート造）
エレベーターの有無	あり
使用可能部分の面積	1階105.26㎡・2階23.68㎡

※施設の使用可能部分に関する図面は「別紙1 施設図面」を参照すること。

2 使用する施設の現状について

当該施設については、1階にキッチン及びカウンター、2階に流し台があり、施設の整備は必要に応じてそれら既存設備の撤去も含めて提案することとする。このため、応募事業者が施設設備の状況を確認することを目的として施設見学会を実施する。

3 事業実施に係る施設の使用について

「目黒区公有財産管理規則（第23条の2）」及び「目黒区行政財産目的外使用許可及び使用承認等実施要領（第3条）」に基づく区の行政財産の目的外使用を許可することとし、「目黒区行政財産使用料条例（第5条）」に基づき使用料は無償とする。当該事業の実施にあたっては、区に対して「目黒区行政財産目的外使用申請書」及び「行政財産使用料免除申請書」を提出すること。

4 整備する設備・備品等の取扱いについて

「I 公募概要」の「2 事業開始日及び実施期間」に定める期間の経過後、区との協議の結果、当該事業を終了することとなった場合、または、他の事業者当該事業を引き継ぐこととなった場合は、事業の開始にあたり整備した設備及び購入した備品等を区または区が指定するものに無償で引き渡すこととする。なお、事業開始に際する設備の整備及び備品等の購入費用については、原則として「IV 補助制度」に記載のとおり、提案上限額の範囲でその全額を区が補助する。

5 基本協定の締結に向けた協議等

公募により実施事業者として決定した事業者は、本公募要項に基づく提案書を踏まえて、区と基本協定の締結に向けた協議を行うこと。その際、詳細において疑義が生じた場合は、両者が本要項及び提案の趣旨を踏まえ信義に基づき誠実に対応すること。また、運営に当たっては、子どもの最善の利益と安全で安心な子育て環境の実現に向けて、目黒区子ども条例及び児童福祉法等関係法令の理念を根底として事業運営に努めること。

6 必要な設備等について

以下、(1)～(3)のすべての要件を満たすように整備すること。

(1) 子育てふれあいひろば

概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。
また、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を設置すること。

(2) 子どもの居場所創設事業

概ね20名以上（最低でも15名以上）の利用が可能となるように整備すること。また、来所する子どもやその保護者が互いの悩みを相談する専用のスペースを設けること。併せて、「食事提供等の生活支援事業」を実施するためのキッチンを整備するとともに、「子どもに対する学習支援事業」を実施する際に子どもが学習に専念できるような空間づくりを提案に含めること。なお、「子どもに対する学習支援事業」に関する設備は、当該施設2階の区が指定する1室に整備すること。

(3) 利用者用無線LAN

利用者が可能な無線LANを整備すること。なお、無線LANの通信暗号方式はWPAま

たはWPA2以上のセキュリティ強度とし、利用者の機器との接続はパスワード等による認証を要する接続方式とすること。また、概ね20名以上（最低でも15名以上）の同時接続を想定すること。

7 アスベストへの対応

整備対象施設の1階台所スペースの天井部分の構造物にアスベストが含まれているため、その撤去作業も含めた工事とすること。（「別紙2 アスベスト調査結果」を参照）。

また、区が事前調査を行った箇所以外の解体工事を実施する場合は、アスベスト調査を実施することとし、その費用を工事費に含めて提案すること。なお、調査の結果、追加でアスベスト除去が必要となった場合は、その費用に限り区との協議のうえで、工事費の増額を認める。工事の際には事前に区に対し必要な届出を行うとともに、大気汚染防止法等の規定に基づく適切な対応を徹底すること。

※届出等の手続きについては下記参照。

【<http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/koji/asbest.html>】

8 近隣住民の要望への対応

改修工事に当たっては、騒音や地域の交通量等に配慮した施工計画とし、工事車両等について近隣に説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応すること。

9 工事計画等について

躯体の構造や耐震性に影響を及ぼさない工事内容を計画し、施工に当たってはあらかじめ工法等について区に協議するとともに、区から指導があった際にはこれに従うこと。

10 1階公衆トイレの運用について

当該施設の1階には区民が一般利用するトイレ（公衆トイレ）があるが、当該事業の利用者・従事者が共同利用することも可能である。ただし、当該事業の専有トイレとして運用することはできないため、整備対象となるエリアに新たにトイレを設置することも可とする。

11 事業者決定後の協議について

実施事業者として決定した事業者は、提案した事業（施設の整備含む）の内容について事前に区と協議し、必要に応じてその内容を修正したうえで、事業及び施設整備を実施すること。

12 施設設備に関する経費の分担について

項目	負担区分	
	事業者	区
定期清掃、日常清掃	○ (事業の実施場所となる部分)	○ (高齢者福祉住宅部分及び トイレ・廊下・エレベーター等 の共有部分)
修繕	△ (簡易な修繕)	○ (簡易な修繕以外の修繕)
機械警備	△ (必要とする場合)	×
樹木剪定	×	○
機械設備保守(自動ドア、エレベーター、空調設備等)	×	○

13 防火管理者について

配置の必要が生じた場合は、区において選任する。

14 責任の区分・リスクの分担

責任の区分、リスクの分析の詳細については、協定を締結する際に定めるが、基本的な考え方

は次のとおりとする。

(1) 保険

損害賠償保険は、事業者の責任及び負担により、区と内容を協議した上で、自ら加入するものとする。

(2) 施設等の損傷及び被災者に対する責任

運営業務に起因する事故・火災等による施設及び施設備品の損傷、被災者に対する責任は事案ごとの原因により判断するが、第一義的な責任は事業者が有するものとし、被害が最小限となるよう、迅速かつ最善の対応を取るとともに、速やかに区に報告しなければならないものとする。

1 5 事業者の業務

「I-3 事業の内容及び実施の条件」において当該事業者が実施する事業のほか、主に以下の業務を行うものとする。

- (1) 児童福祉法等関係法令に基づく業務
- (2) 区の指示に基づく大規模災害をはじめとする危機管理対応
- (3) 病気・ケガへの対応や応急処置
- (4) 活動計画、相談記録など各種書類作成等
- (5) 関係機関との連携・調整
- (6) めぐろ子ども子育てサポートグループ協議会への参加（年2回程度）

1 6 説明会等への協力

区の判断で実施事業に係る説明会や内覧会等を実施することとなった場合には、その周知及び当日の対応に協力すること。

1 7 個人情報の保護

事業運営に関連して取得した利用者の個人に関する情報の適切な取り扱いを徹底すること。事業の実施に当たっては、締結する協定及びこれに添付する個人情報保護に関する取扱規程により、個人情報の保護を図ること。

1 8 事業継続が困難になった場合

(1) 事業者の責めに帰す事由により事業継続が困難になった場合

事業者の責めに帰す事由により事業継続が困難になった場合は、区は協定を破棄することができ。この場合、区に生じた損害は事業者が賠償するものとする。なお、次期実施事業者が円滑かつ支障なく事業運営を遂行できるよう区の指示に従い引継ぎを行う。

(2) その他の事由により事業の継続が困難になった場合

災害その他不可抗力等、区及び事業者双方の責めに帰すことが出来ない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議する。

1 9 事業者の都合により工事を中止する場合

事業者の責に帰すべき事由により整備に係る工事を途中で中止することとなった場合は、事業者の責任において費用を負担し、施設を原状復帰することとする。（ただし、解体・撤去済の設備についてはこの限りではない。）

III 応募の資格・制限

1 応募資格

今回の公募に応募ができる事業者は、次の（1）から（7）の要件をすべて満たす事業者とする。複数の事業者が共同で申し込むことはできない。

- (1) 区内に住所を有する法人又は団体であること。ただし、東京都内で認可保育所、小規模保育施設、認証保育所、児童館、学童保育クラブを運営する法人又は団体である場合はこの限りではない。
- (2) 児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業（地域子育てふれあいひろば）を運営する法人又は団体であること。

- (3) 保育所等の運営経験又は在宅子育て支援に関連する事業の経験を有する法人又は団体で、かつ地域の子育て支援機能を充実させていくことに意欲のある法人又は団体であること。
- (4) 政治又は宗教活動を目的としない法人又は団体であること。
- (5) 地域子育てふれあいひろば事業及び子どもの居場所創設事業を5年以上継続させる意思があること。
- (6) 従事する者の質の向上を図るため、区又は外部機関が実施する研修にスタッフを参加させること。
- (7) その他、「別紙4-1 目黒区地域子育てふれあいひろば事業実施要綱」、「別紙4-2 目黒区地域子育てふれあいひろば事業補助要綱」、「別紙5-1 目黒区子どもの居場所創設事業実施要綱」、「別紙5-2 目黒区子どもの居場所創設事業補助金交付要綱」及び必要に応じて行う区が指示する事項を遵守すること。

2 応募制限

法人又は事業者の代表者等が次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合は、応募できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続きの申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている場合
- (3) 目黒区競争入札参加指名停止措置基準(平成2年4月1日付け目総契第740号決定)別表第1及び別表第2に規定する措置要件に該当する場合
- (4) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年7月28日付け目総契第4070号決定)別表に規定する措置要件に該当する場合
- (5) 国税又は地方税等を滞納している事業者
- (6) 地方自治法第92条の2(議員の私企業への就職の制限)、第142条(長の請負人等となることの禁止)、第166条(副区長の兼職禁止)、第169条(会計管理者)、第180条の5第6項(委員会の委員及び委員の兼業禁止)及び第196条(監査委員の兼職禁止)に該当する者である場合

IV 補助制度

補助制度については、実際の交付額を保証するものではなく、補助額は予算の範囲内で決定する。

1 整備費に関する補助額(両事業共通)

整備費に関する経費については、下記に示す提案上限額の範囲とすることとし、原則として、その費用の全額を補助する。(整備費の提案金額等については、「様式3 事業計画書」により提案すること。)

提案上限額(税込): 42,000,000円

(「地域子育てふれあいひろば」・「子どもの居場所創設事業」の両事業の合計額。解体工事費を含む。)

※補助交付額は、1,000円未満の端数がある時は切り捨てる。

2 運営費に関する補助額

(1) 地域子育てふれあいひろば(地域支援事業含む)

ア 運営費補助額

類型	基準額	
	令和7年度(1~3月)	年額(参考)
週5日型	2,576,000円	10,306,000円

※ただし、当該事業に対する国の補助基準額に変更があった場合はこの限りではない。

イ 任意事業補助額

任意事業	加算基準額	
	令和7年度（1～3月）	年額（参考）
地域の子育て支援機能の充実（週5日型）	811,000 円	3,247,000 円
配慮が必要な子育て家庭等への支援	277,000 円	1,111,000 円
休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援	106,000 円	425,000 円

※ただし、当該事業に対する国の補助基準額に変更があった場合はこの限りではない。

ウ 留意事項

（ア）運営経費に対する補助交付額について

- ・年度途中に事業を開始した場合は、実施月数で按分した金額を補助する。
- ・補助基準額と事業実施経費の合計額とを比べて少ない方の額を補助する。
- ・補助交付額は、1,000円未満の端数がある時は切り捨てる。

（イ）加算対象事業補助額について

- ・「地域の子育て支援機能の充実」を実施する場合は、該当事業の実施数に関わらず、補助基準額を加算する。
- ・年度途中に事業を開始した場合は、実施月数で按分した金額を補助する。
- ・加算基準額と補助対象経費の合計額とを比べて少ない方の額を補助する。

（２）子どもの居場所創設事業

ア 運営費補助額（年額）

区分	事業	基準額		年間実施日数に応じた経費の按分方法
		令和7年度（1～3月）	年額（参考）	
必須事業	居場所の提供事業	4,729,000 円	19,733,000 円	242 日を上限として、実施日数に応じて基準額を等分するものとする。
	親に対する養育支援事業	※58 日分を想定		
	子どもに対する学習支援事業	279,000 円 ※58 日分を想定	1,165,000 円	
	食事提供等の生活支援事業	961,000 円 ※58 日分を想定	4,010,000 円	
任意事業	長期休暇時等食事提供事業	164,000 円 ※10 日分を想定	986,000 円	60 日を上限として、実施日数に応じて基準額を等分するものとする。
	オンラインを活用した居場所参加促進事業	3,862,000 円 ※年額	3,862,000 円	

※ただし、当該事業に対する東京都の補助基準額に変更があった場合はこの限りではない。

イ 留意事項

- ・運営経費に対する補助基準額と事業実施経費の合計額とを比べて少ない方の額を補助する。
- ・補助交付額は、1,000円未満の端数がある時は切り捨てる。

(3) 運営に係る光熱水費について

事業運営に係る電気・水道・ガスの使用にあたっては、事業者が各種公共サービス提供事業者と契約した上で、その費用について負担すること。なお、料金メーターが区の運営する部分と共通する箇所の光熱水費については、区と按分して負担することとし、区が指定する金額を区に収めること。

V 公募スケジュール及び選定方法

1 公募等のスケジュール（令和7年度）

項目	日程（予定）
施設見学会申込期限	令和7年4月25日 午後4時
※施設見学会	令和7年5月2日
質問受付期間	令和7年5月12日～13日 午後4時
質問回答日	令和7年5月19日
応募受付期限 （一次審査書類提出期限）	令和7年5月26日 午後4時
第一次審査（書類審査）	令和7年6月中
第二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年7月中
事業者決定	令和7年8月中
事業・整備内容に関する協議	令和7年8月～9月
施設整備（工事期間）	令和7年10月～令和7年12月
事業開始	令和8年1月

※応募にあたっては施設見学会への参加を必須とする。

2 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

応募書類等により、選定委員会が選考を行う。

書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより運営事業者を選定する。

ア 一次審査（書類審査）

提出された書類の内容について、評価基準に基づき審査を実施する。その結果、選定委員会において、二次審査に進む事業者を3者程度決定する。一次審査の結果は、全応募事業者に通知する。

イ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査を通過した事業者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時等については、一次審査に合格した事業者あてに別途、通知する。

当日の出席については応募の担当者1名と事業運営管理責任者（候補者）を必須とし、その他1名を加えた計3名までとする。

(2) 評価基準

主に次の視点から評価を行う。

	評価項目	評価の視点
1	法人の概要及び姿勢	法人の理念が事業目的に適合しているか。 事業遂行に必要な意欲、熱意や意気込みを有しているか。 「地域子育てふれあいひろば」に関する運営方針等は適切か。

		「子どもの居場所創設事業」に関する運営方針等は適切か。
2	事業運営	採用活動における工夫はあるか。 研修などの教育体制が整備されているか。 緊急時などの職員へのバックアップの体制はあるか。 乳幼児とその保護者にとって安全・安心な居場所となるか。 親子の交流の場の提供と交流を促進する意識と工夫があるか。 子育て等に関する相談及び援助の実施に対する理解があり、相談を受ける状況が整っているなど、個々の利用者の状況に応じた適切な対応が行えるか。 様々な主体とのネットワークの構築に資する取組があるか。 地域支援の取り組みに関して具体的な提案があるか。 利用児童・保護者とのかかわりの重要性を認識し、子どもたちに何が必要か、また、保護者に寄り添い一緒に考える姿勢が見られるか。 保護者が抱える問題に寄り添い、適切な支援を行う体制はあるか。 食物アレルギーへの対応や食事提供にあたっての衛生管理に問題はないか。 子どもの学習支援事業にあたり、学習習慣の確立と学習意欲の向上に取り組む姿勢はあるか。 利用児童・保護者や周辺地域に向けての事業に関する広報を積極的に行う姿勢があるか。 区との情報共有及び連携について十分な想定がなされているか。 定期的なミーティングの開催等、情報共有・連携の手法が確立されているか。 関係機関、子育て支援に関する多様な主体との連携について、具体的な手法が想定されているか。 苦情解決へ向けて真摯に取り組む姿勢があるか。 個人情報の保護に関する仕組みが整っているか。
3	危機管理・安全管理	安全管理、事故防止・災害対策が講じられているか。
4	施設整備	室内の環境は子育てふれあいひろば及び子どもの居場所創設事業を実施するのに適切か。
5	その他	開設までのスケジュールは妥当か。 提案金額は妥当か。

3 応募の手順・方法

(1) 応募の流れ

ア 施設見学会への参加

イ 応募書類の提出 ※応募にあたっては施設見学会への参加を必須とする。

(2) 応募書類の提出

次の①～⑭の書類を提出すること。なお、選定委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出

を求める場合がある。⑮は二次審査に進出した場合に提出すること。

ア 提案に関する書類

書類 番号	提出書類	備考
①	申請書	様式 1－3
②	役員名簿	すべての役員の氏名・役職名を記載すること。
③	団体の事業概要がわかる書類	パンフレットなど 既存の書類がない場合は、資料を作成すること。
④	団体の資格を証明する書類	登記簿謄本等 法人等でない場合は総会の議事録などを提出すること。
⑤	子育て支援事業の運営実績	様式 2
⑥	事業計画書	様式 3
⑦	事業執行計画書	様式 4－1、4－2
⑧	運営費見積書	様式 5－1、5－2
⑨	職員配置計画	様式 6
⑩	開設までのスケジュール	様式 7
⑪	整備に関する図面	平面図とパース資料（自由書式）
⑫	提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書	様式 8
⑬	プレゼンテーション資料	自由書式

イ 財務状況に関する書類

書類 番号	提出書類	備考
⑭	法人定款（又は寄附行為）	応募申込日現在のもの
⑮	履歴事項全部証明書	3 か月以内に発行されたもの ※正本 1 部のみ原本。他はコピーで可。
⑯	ア 事業計画書 イ 収支予算書	ア それぞれ、直近 3 事業年度分 イ 各年度予算についての理事会等の承認決議書を付したもの
⑰	ア 事業報告書 イ 決算書 下記（ア）から（コ）において、法人により名称が異なる場合、又は該当しない書類もある。 （ア）資金収支内訳表 （イ）貸借対照表 （ウ）損益計算書 （エ）事業活動収支計算書 （オ）キャッシュ・フロー計算書 （カ）正味財産増減計算書 （キ）株式資本等変動計算書	ア それぞれ、直近 3 事業年度分 イ 監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの。提出後、区の判断で追加書類を求める場合がある。また、損益計算書には「販売費及び一般管理費」「製造原価報告書」を含む。

	(ク) 資金収支計算書 (ケ) 注記表 (コ) 財産目録	
--	------------------------------------	--

(3) 書類作成方法と提出部数

- ア 正本として、①から⑰までの書類を A4 縦型フラットファイルに左穴あけ綴じにしたものを 1 部提出すること。
- イ 副本として、「ア 提案に関する書類」の①から⑤までの書類については 1 部、⑥から⑩までの書類については 6 部、「イ 財務状況に関する書類」(⑭から⑰までの書類)については 1 部を提出すること。
- ウ 「ア 提案に関する書類」の⑥から⑩までの書類については、事業所名やロゴマークや人物(児童や職員等)の顔など、事業所や人物を特定できるものについて、塗りつぶすなどわからないように加工して提出すること。
- エ 「ア 提案に関する書類」の①から⑩までの書類の電子データを格納した電子媒体(CD-R)を 1 枚提出すること。
- オ 電子媒体(CD-R)に格納する電子ファイルは、区が提示する様式については日本マイクロソフト株式会社製「Word」又は「Excel」で読み込める形式のソフトを使用すること。
- カ 様式にある枠が不足する場合は、適宜広げて差し支えない。
- キ 提出書類における言語は日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円とすること。
- ク その他、区が必要と認める場合は、追加書類等の提出を求めることがある。

(4) 目黒区情報公開条例に基づく情報公開

ア 情報公開の原則

提出された書類は、目黒区情報公開条例に基づき、区に対する情報公開の対象文書となる。この場合、無償で申請書類の全部又は一部を使用できるものとする。ただし、公開することで個人が識別されたり、法人等に明らかな不利益を与えると区が判断する部分は公開しない。

イ 疎明書の取り扱い

提出書類は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例(平成 12 年 12 月目黒区条例第 58 号)の趣旨に則し、原則としてすべて開示とする。したがって、開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益となる事項については、「様式 8 提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出すること。ただし、不開示部分についての最終判断は区で行い、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるものではない。

ウ 疎明書の記載方法

疎明書の対象範囲は「ア 提案に関する書類」のすべてとし、「イ 財務状況に関する書類」については、開示請求の対象外となるため疎明書の対象範囲としない。提出に当たっては、不開示を希望する箇所を記した提出書類を添付することとし、不開示を希望する箇所には通し番号を付けること。そのうえで、疎明書には、不開示希望箇所の通し番号、目黒区情報公開条例上の該当条例、具体的な理由を明記すること。なお、疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第 15 条第 1 項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなすが、疎明書の提出時と変化がないか等再度、状況の確認を行う場合がある。

なお、不開示情報については、「別紙 3 プロポーザル方式による事業者選定情報に係る不開示情報について(例示)」に例示された不開示情報・該当条例を参考に作成すること。

(5) 提出方法

目黒区子ども若者部放課後子ども対策課放課後子ども施設係に持込み(持参)。

(6) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後4時まで

4 施設見学会

応募予定の事業者は必ず参加すること。

（1）日時 令和7年5月2日（金）

（2）場所 コーポ目黒本町（目黒区目黒本町5-3 3-1）

※敷地内に駐車はできないため、公共交通機関を利用するか、自らの責任において適切な民間駐車場等を使用すること。

（3）申し込み方法

令和7年4月25日（金）午後4時までに「様式1-1 施設見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールで放課後子ども対策課放課後子ども施設係（問い合わせ先及び書類提出先を参照）に提出すること。

（4）その他

事業提案における工事内容及び工事費の見積作成の参考とする目的も兼ねるため、必要に応じて応募事業者が想定する設計事業者を参加させること。

5 質問及び相談について

（1）質疑の方法

「施設見学会」後、「様式1-2 質問票」に記載の上、電子メールにて「問い合わせ先及び提出先」まで提出すること。

（2）受付期間

令和7年5月12日（月）から13日（火）午後4時まで

受付期間中であれば追加及び修正は可能。

（3）回答の方法

令和7年5月19日（月）を目途に、全ての施設見学会参加者に質疑回答書をメールにて送付する。質問者に対する個別回答は行わない。なお、質疑回答書の内容は、公募要項の修正又は追加とみなすので留意すること。なお、質問に対する回答を踏まえ、または、その他の理由により応募を辞退する場合には、「様式9 提案辞退届」を提出すること。

6 提出資料の取扱い等

（1）提出期限以降の書類の差し替えや再提出は受け付けない。

（2）提出した書類の返却は行わない。

（3）区は事業者並びに選定経過及び結果について、公開できるものとする。

（4）応募に際して要した費用については、応募者の負担とする。

（5）提出書類の内容に事実と反する記載があった場合は決定を取り消すことがある。

7 問い合わせ先及び書類提出先

目黒区子ども若者部放課後子ども対策課放課後子ども施設係 担当 浅田・山下

目黒区上目黒2-1 9-1 5（総合庁舎6階）

電話 03-5722-9358（直通）

メール kodomowa07@city.meguro.tokyo.jp

受付時間 午前9時から午後5時

（参考）関係法令等一覧等（主なもの）

- ・児童福祉法
- ・こども基本法
- ・子ども・子育て基本法
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・東京都こども基本条例
- ・目黒区子ども条例

- ・目黒区子ども総合計画
- ・目黒区地域子育てふれあいひろば事業実施要綱（別紙 ４－１）
- ・目黒区地域子育てふれあいひろば事業補助要綱（別紙 ４－２）
- ・目黒区子どもの居場所創設事業実施要綱（別紙 ５－１）
- ・目黒区子どもの居場所創設事業補助金交付要綱（別紙 ５－２）